令和５年２月６日

令和５年度松阪市一般会計当初予算

番号	2
事業名	母子保健事業費　「産前産後サポート事業」と「伴走型相談支援」
予算額（主な支出）	母子保健事業費　164,093 千円 うち、①産前産後サポート事業　587 千円、②伴走型相談支援　6,293 千円
特定財源	①産前産後サポート事業 母子保健衛生費国庫補助金（妊娠出産包括支援事業）　国 1/2　293 千円 ②伴走型相談支援 出産・子育て応援交付金 国 2/3（R5.4 月～R5.9 月）、国 1/2（R5.10 月～R6.3 月）　3,639 千円 県 1/6（R5.4 月～R5.9 月）、県 1/4（R5.10 月～R6.3 月）　1,325 千円
事業の概要	令和６年度からの「こども家庭センター」の設置を見据え、妊娠期から出産・子育て期までを安心して過ごせるよう環境整備を図る。 ①産前産後サポート事業【新規】 家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的に妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関わる悩み等について相談支援を行う。 (1) 対象者：妊娠初期から産後１年頃までの妊産婦及びその家族 (2) 実施方法：業務委託した民間事業者が家庭訪問、電話により相談、子育て支援に係る情報を提供する。 (3) 利用者自己負担：なし ②伴走型相談支援【拡充】 国の子ども・子育て政策を受けて、令和５年１月１日より実施している妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を拡充して実施する。妊娠届出時面談、出産後の面談に加え、妊娠８か月頃の面談を新たに実施。 (1) 対象者：妊娠７か月～8 か月の妊婦及びその家族 (2) 実施方法：妊娠７か月頃に、妊娠８か月面談実施の案内、産後の各種サービスや制度の案内等、アンケートを郵送。業務委託した民間事業者等が希望者に面談を実施し、産後の見通しを立てる。 (3) 利用者自己負担：なし
事業の背景など	国では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うため「児童福祉法等の一部を改正する法律」を令和４年６月８日に成立した。 令和６年４月１日に施行となり、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとしている。国の子ども・子育て政策を受け、妊娠期から子育て世帯への支援体制を強化し、環境整備を図る必要がある。
事業スケジュール	R5.1～　伴走型相談支援事業開始（妊娠時、出産後の面談の充実） R5.4～　産前産後サポート事業開始、伴走型支援（妊娠８か月面談）の拡充
添付資料	なし
担当課	健康福祉部　健康づくり課　　電話 20-8087